

平成19年11月26日

群馬県議会議長 中沢丈一 殿

請願団体 群馬県脳脊髄液減少症患者会  
住 所 群馬県高崎市山名町2294-16  
請 願 人 代 表 小野寺都志



紹介議員

真下 誠治  
福重 隆博

### 脳脊髄液減少症の研究及び治療等の推進を求める請願書

脳脊髄液減少症は、交通事故・スポーツ障害・落下事故などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛・めまい・思考力低下・うつ症状・倦怠感等のさまざまな症状が複合的に発現する病態とされ、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因の一つとされています。

文部科学省スポーツ・青少年局では平成19年5月31日付で全国都道府県教育委員会等に文書を発し、児童・生徒・学生が傷害事故に遭った場合の治療においては脳脊髄液減少症に留意するように要請しています。

このように近年この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより新しい診断法や治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告され、長年苦しんでいる患者らにとっては大きな光明となっています。しかしながら、この病気の治療が可能な医療機関は少なくまた医療保険の適用もないため、患者らは適切な治療を受けられない状態に置かれております。

よって、群馬県議会におかれましては国に対し下記事項について群馬県の意見書を提出いただきたく要望申し上げます。

また、群馬県中で脳脊髄液減少症の治療をおこなっている病院の実態調査を行い、県庁ホームページにその内容を公開するよう要望いたします。

### 記

- 1 交通事故等の外傷による脳脊髄液減少症患者の実態を調査するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。
- 2 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法を含む脳脊髄液減少症の新しい治療法に対して早期に医療保険を適用すること。

以上

平成19年11月26日

群馬県健康福祉局保健予防課

川崎 英弘 様

割田 直美 様

群馬県脳脊髄液減少症患者会

代表 小野寺 都志子

脳脊髄液減少症の研究及び治療等の推進を求める請願について

平成19年11月26日 本請願人は群馬県議会議員 中沢丈一様に本症に関する別紙請願文書及び添付書（署名・有効総数 38,028 筆）を紹介議員 真下誠治 群馬県議会議員・福重隆浩同議員 を通して提出致しましたことをここに報告申し上げます。群馬県に対しましては本署名運動当初より上記患者会に対し深いご理解・ご支持を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては、本請願を同様にご支持下さいました群馬県内の団体様名を下記にご報告申し上げます。今後とも群馬県とともに各団体様には本患者会にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

県におかれましてはよろしくご査収の程お願い申し上げます。

記

1	群馬県医師会	15	群馬県民生委員児童委員協議会
2	自治労群馬県本部	16	群馬県身体障害者福祉団体連合会
3	日本労働組合総連合会・群馬県連合会	17	群馬県商工会議所連合会
4	群馬県看護協会	18	群馬県農業協同組合中央会
5	群馬県接骨師会	19	群馬県生活協同組合連合会
6	群馬県薬剤師会	20	コープぐんま
7	群馬県社会福祉協議会	21	はるな生活協同組合
8	群馬県難病団体連絡協議会	22	群馬県中央医療生活協同組合
9	群馬県ボランティア連絡協議会	23	利根保健生活協同組合
10	群馬県地域活動連絡協議会	24	北毛保健生活協同組合
11	群馬県社協職員連絡協議会	25	群馬県ハイヤー協会
12	群馬県子ども会育成団体連絡協議会	26	株式会社 フレッセイ
13	群馬県地域婦人団体連合会	27	おひさま飯塚保育園
14	群馬県青少年育成推進会議		

以上

平成24年 8月 3日

群馬県議会議長 松本 耕司 殿

請願団体 群馬県脳脊髄液減少症患者会

住 所 370-1213

群馬県高崎市山名町 2294-16

電話 027 (328) 7784

請 願 人 代表 小野寺 都志



紹介議員 岩 井



紹介議員 大 林 俊



### 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツによる外傷、日常生活での頭部や身体に受ける衝撃等により、脳及び脊髄を取り囲む硬膜から脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛・めまい・しびれ・吐き気・視力や思考力の低下・うつ症状等の様々な症状が複合的に発現する病態とされます。この病気により患者は、日々に増す症状の苦しみのみならず、周囲の理解不足や治療に保険が適用されない大きな経済的負担も加わって、離職や離婚・不登校など、社会及び家庭生活の崩壊を来し、本症による2次的な影響を拡大させていることもしばしばです。

近年、このような患者の身体的・精神的負担が社会問題化するにつれ、平成19年以降文部科学省スポーツ・青年部局は、教育現場での本症への留意を、また国土交通省自動車局は交通事故の損害に適正な保険金の支払いを要請する文書を関連部局・機関に対し送付しました。厚生労働省は平成19年に立ち上げた本症の診断・治療法の確立に関する研究班の報告を踏まえ、本年5月17日ブラッドパッチ(硬膜外自家血注入)療法について、保険適用を視野にその安全性及び有効性を実証する目的で、「先進医療」を認めました。

群馬県議会におかれましては、上記国の対応を踏まえ、今後本症患者が県内で適切な治療を受けられるようにするため、関連医療現場での診断・治療法の知識普及を柱とする下記項目を、県の施策として速やかに実現していただきたく、これを切に求めます。

#### 記

- 1 県は、県内で脳脊髄液減少症の治療を行っている病院の実態調査を行い、受診患者数・診断及び治療法・患者の予後・他の医療機関との連携状況を把握し、これを適正な範囲で県民に公表すること。
- 2 県は、厚生労働省本症研究班の専門医師による県内の本症に関連する医師(整形外科医、脳神経外科医、神経内科医等)を対象とした研修会を実施し、医療現場における本症に関する専門知識の普及を図ること。
- 3 県は、県内の特定機能病院(群馬大学医学部附属病院)及び7箇所の地域医療支援病院で、本症患者の受け入れ態勢の整備に着手し、ひいては市民に身近なかかりつけ医との連携・協力体制を構築すること。
- 4 県は、県内の交通事故処理に当たる警察並びに県教育委員会をはじめとする教育関係者と児童・生徒の保護者に対し、本症の発症の未然防止と事故後の適切な措置に関する知識普及を図ること。
- 5 県は、県内各市町村において本症患者及びその罹患が疑われる患者・家族等に対し、医療・療養等に関する身近な相談窓口が設置されるように積極的に働きかけること。

以上

平成27年9月7日

群馬県議会議長 岩井 均 殿

請願団体 群馬県脳脊髄液減少症患者会  
住 所 370-1213  
群馬県高崎市山名町 2294-16  
電 話 027 (328) 7784  
請 願 人 代表 小野寺 都志  
紹介議員 橋爪 洋介  
紹介議員 萩原 渉



### 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツによる外傷、日常生活での頭部や身体に受ける衝撃等により、脳及び脊髄を取り囲む硬膜から脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛・めまい・しびれ・吐き気・視力や思考力の低下・うつ症状等の様々な症状が複合的に発現する病態とされます。この病気により患者は、日々に増す症状の苦しみのみならず、専門治療法であるブラッドパッチ（硬膜外自家血注入）療法に保険が適用されないことによる大きな経済的負担や周囲の理解不足も加わって、離職や離婚・不登校など、社会及び家庭生活の崩壊を来し、本症による2次的な影響を拡大させることも見受けられます。医療現場においても、同療法が保険適用になっていないため、保存的加療や手術等の治療で対応する医療機関もあると言われていています。このような中、罹病期間の長期化、病状の悪化も報告されており、早急な保険適用の対応が必要な状況です。

平成23年度、厚生労働省の本症の診断・治療法の確立に関する研究班の報告では、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断・判定基準が定められ、平成24年5月にはブラッドパッチ療法について「先進医療」が認められました。その後、同療法の有効性及び安全性が確認され、加えて、上記基準で「脳脊髄液漏出症」と診断することが困難な周辺病態を検討するための臨床研究が開始されました。

しかしながら、本症の8割を占める周辺病態は、いまだに解明されていません。同研究班は3年計画の最終年である平成27年度をもって終了予定と聞いています。

群馬県議会におかれましては、以上の現状を踏まえ、下記の事項につき適切な措置が講じられるように、国への意見書の提出をお願い申し上げます。

#### 記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法を早期に確立し、ブラッドパッチ療法を含む治療に対して、速やかに医療保険を適用すること。
- 2 国の本症研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を今後も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成のみならず、周辺病態の解明に注力し、これを着実にを行うこと。
- 3 交通事故やスポーツ外傷を典型的な原因とする脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、教育現場及び患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。